

組合 Q & A

理事の参事兼職について

Q II 理事は参事を兼職することができるか。

「A」 監事は使用人と兼ねてはならないことになっているが、(中協法第37条)、理事については別の定めがないので兼務は差し支えない。ただし、実際問題としては理事が参事を兼ねる必要性は乏しく、その理事を代表理事とするか、専務理事又は常務理事とすれば足りると考える。

役員の使用人兼職について

Q II 監事は理事又は使用人と兼ねてはならないことは明示されているが組合が使用する職員は理事となることができるか否か、もし差し支えないとすれば、理事を職員として採用しても構わないと解釈されるが職員の理事兼職について明示願いたい。

職員で選任された理事が一職員として引き続き同一勤務に服する

ことができたとすれば身分は常勤理事であるが、一職員として取り扱いをするものであるか。

「A」 中協法第37条第1項において禁止しているのは、次の場合、即ち、①理事と監事、②監事と使用人(職員を含む)である。監事は会計監査を通じて理事を監査する立場にあるもので、当然に両者の兼職は禁止される。

本条の結果、理事と使用人の兼職は差し支えないわけで、専ら事務に当たる理事が〇〇部長というような資格で事務担当者となることは従来もよく行われているところであり、これによって弊害の起こることもないので禁止されない。

選任された理事が、引き続き職員として事務に勤務する場合、その職務は職員としての事務を担当することとなるが、通常の場合常勤理事である。

員外理事の代表理事就任について

Q II 事業協同組合において、員外理事が代表理事になれるか。理

事長、専務理事がともに員外である場合はどうか。

「A」 員外理事は、組合事業に専念できる者を得るために設けられた制度であることから、代表理事になることは差し支えない。しかしながら組合は組合員のための組織であることをまず考慮すると組合の長は組合員の内から選任されることが好ましい。

また、理事長、専務理事がともに員外理事であることが一般的には避けるべきであるが、特別の事情でそれが組織運営に却ってプラスとなるのであれば、一概には排除すべきことではないと考える。

中小企業組合質疑応答集(全国中小企業団体中央会編)より転載



組合士検定にチャレンジ!!

〇記述問題からの出題

(本問題は、試験時に4行以内で記述する問題です。解答例は120字以内です。)

【第一問】組合が組合員に賦課する経費負担について「組合員は相殺をもって組合に対抗することができない」とされている。その趣旨について述べよ。

【第二問】相互扶助を目的とする、ということの趣旨を説明せよ。

《解答》【第一問】組合は、非経済事業又は一般管理費に必要な費用を経費として組合員に賦課することができる。この経費の支払いについて、組合員からの相殺の主張を認めると、組合運営の基本的な財源が立たれ、存続不能の事態となるおそれがあるため相殺を禁止している。

【第二問】相互扶助とは、単独では不足する経営資源を相互に補充しつつ、組合員の創意により共同事業を行うところに特徴がある。組合は、外面的には経済主体として会社と変わらないが、その内面においては営利を目的とするものではなく、相互扶助を目的とする組織である。